平成 30 年(2018 年)11 月1日
平成 30 年度第2回介護保険運営協議会
【資 料 ５ 】

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

１．指定地域密着型通所介護事業所　３事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

（２）指定申請案件

申　請　者	横須賀市長沢２－23－24 特定非営利活動法人　優茂 代表理事　髙橋　茂雄
事業所名称	リハビリデイケアサロン　ゆうも
事業所の所在	横須賀市池上４－16－15
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	平成30年７月１日
利用定員	10人
実施単位数	２単位
営業日	月曜日から金曜日（祝日は除く）
営業時間	９:00～17:30
サービス提供時間	９:30～12:30、13:45～16:45
通常の事業の実施地域	横須賀市（池上、平作、衣笠、坂本、阿部倉）
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	おむつ　１枚　100円
加算等	なし

申　　請　　者	横須賀市佐原５－22－５ 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役　前川　有一朗
事　業　所　名　称	リハビリデイセンター悠　ハッピーマウス
事 業 所 の 所 在	横須賀市野比２－４－15
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	平成30年８月１日
利　用　定　員	10人
実　施　単　位　数	１単位
営　　業　　日	月曜日から土曜日（祝日も営業）
営　業　時　間	９:00～17:00
サービス提供時間	９:30～14:30
通常の事業の実施地域	横須賀市（野比、長沢、津久井、粟田、ハイランド、岩戸、久里浜）
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	・昼食　１食　540円 ・教養娯楽費　実費
加　　算　　等	・個別機能訓練体制Ⅱ ・若年性認知症利用者受入加算 ・口腔機能向上体制 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

申　　請　　者	東京都大田区萩中２－２－６ 一般社団法人ＵＮＩＴＥ 代表理事　伊藤　裕子
事　業　所　名　称	デイサービスふくふく亭
事 業 所 の 所 在	横須賀市鴨居２－19－３　大井ビル
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	平成30年９月１日

利　用　定　員	10人
実　施　単　位　数	１単位
営　　業　　日	月曜日から日曜日（祝日も営業）
営　業　時　間	８:00～18:00
サービス提供時間	９:00～17：00
通常の事業の実施地域	横須賀市（本庁管区内、大津行政センター管区内、浦賀行政センター管区内、久里浜行政センター管区内）
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	・昼食　１食　300円（おやつ代　100円含む） ・おむつ・リハビリパンツ　１枚　150円 ・パット　１枚　150円 ・教養娯楽費　実費
加　　算　　等	・時間延長サービス体制 ・入浴介助体制 ・若年性認知症利用者受入加算 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

<table>
<tr><th colspan="4"></th><th>要　　件</th><th>指定案件（リハビリデイケアサロン　ゆうも）</th></tr>
<tr><td rowspan="11">人員基準</td><td rowspan="2" colspan="2">管理者</td><td>勤務形態</td><td>常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）</td><td rowspan="2">常勤兼務
・当該事業所の生活相談員と兼務</td></tr>
<tr><td>兼務の範囲</td><td>①事業所の他の職務
②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">生活
相談員</td><td>勤務形態</td><td>提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護福祉士配置）</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者）
・介護福祉士
・介護支援専門員
・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護従業者</td><td rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員10人以下）</td><td colspan="2">提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１
単位ごとに常時１人以上</td><td>①提供日ごとにサービス提供時間を上回る看護職員又は介護職員を配置
②常時１以上の看護職員又は介護職員を配置</td></tr>
<tr><td>看護職員又は
介護職員
（利用定員11人以上）</td><td colspan="2">単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能）
①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上
②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１
※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上
単位ごとに常時１人以上</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務形態</td><td colspan="2">生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤</td><td>生活相談員常勤３人
介護職員常勤１人</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">機能訓練指導員</td><td>必要数</td><td>１以上（事業所の他の職務と兼務可能）</td><td rowspan="2">柔道整復師１人</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・看護師／准看護師
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師
・はり師／きゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</td></tr>
</table>

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	36㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　リハビリデイケアサロン　ゆうも　　位置図

平成30年11月１日

平成30年度第２回介護保険運営協議会

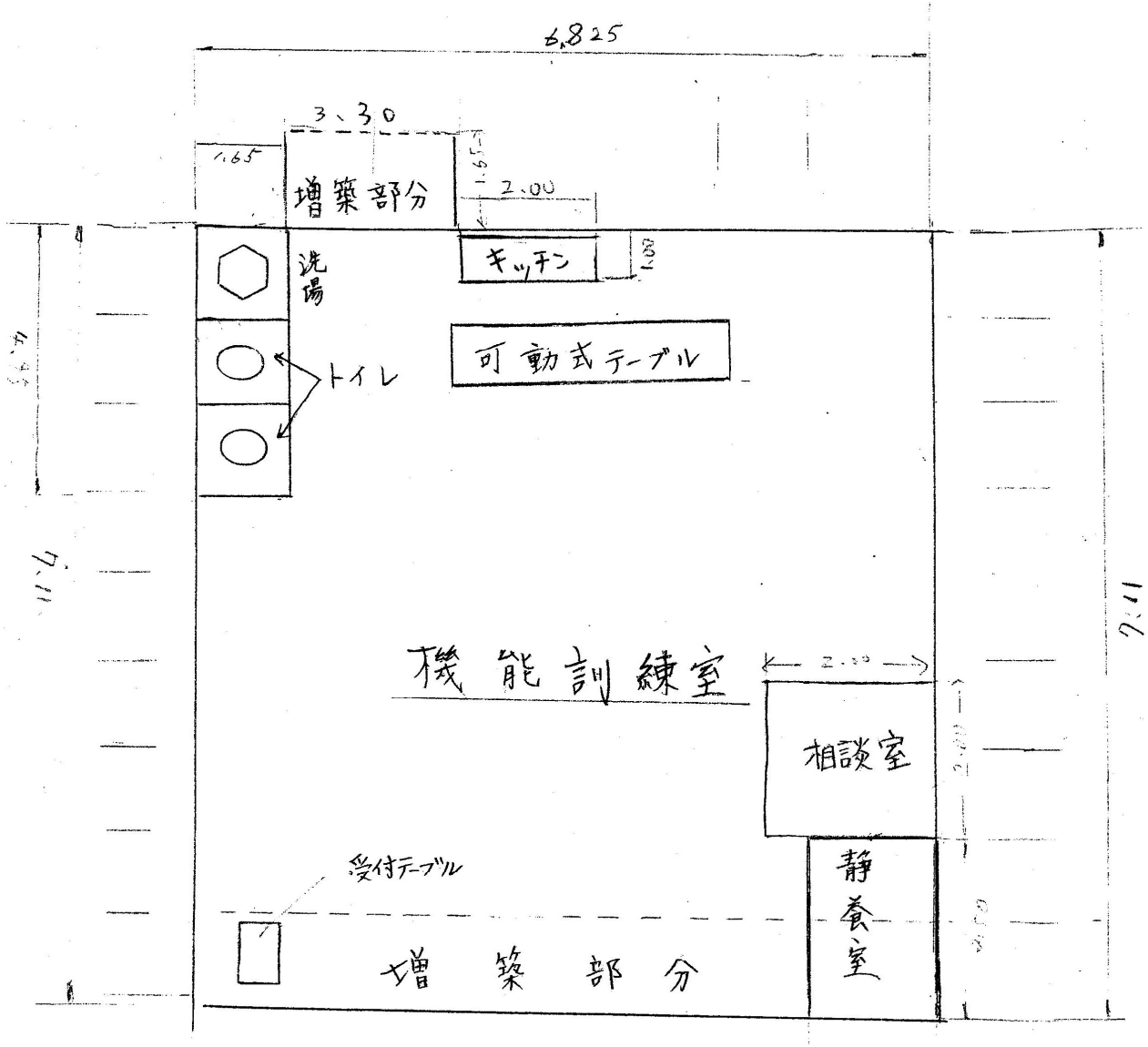

【現地写真】リハビリデイサロン　ゆうも
（平成 30 年 6 月 27 日撮影）

食堂兼機能訓練室

台所

トイレ

静養室

相談室（予定場所）

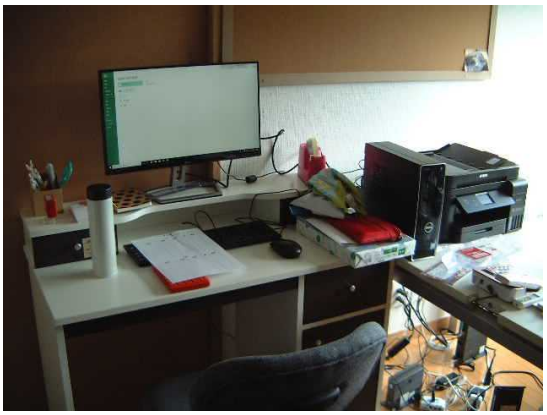

事務室

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

<table>
<tr><th colspan="4"></th><th>要　　件</th><th>指定案件（リハビリデイセンター悠　ハッピーマウス）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">人員基準</td><td colspan="2" rowspan="2">管理者</td><td>勤務形態</td><td>常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）</td><td rowspan="2">常勤兼務
・当該事業所の機能訓練指導員及び介護職員と兼務</td></tr>
<tr><td>兼務の範囲</td><td>①事業所の他の職務
②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">生活
相談員</td><td>勤務形態</td><td>提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護福祉士及び社会福祉主事配置）</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者）
・介護福祉士
・介護支援専門員
・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護従業者</td><td colspan="2" rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員10人以下）</td><td>提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置
②常時１以上の介護職員を配置</td></tr>
<tr><td>単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員11人以上）</td><td>単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能）
①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上
②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１
※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務形態</td><td>生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤</td><td>生活相談員常勤１人
介護職員常勤２人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">機能訓練指導員</td><td>必要数</td><td>１以上（事業所の他の職務と兼務可能）</td><td rowspan="2">言語聴覚士２名
看護師１人</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・看護師／准看護師
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師
・はり師／きゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</td></tr>
</table>

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	46.83㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　リハビリデイセンター悠　ハッピーマウス　　位置図

平成30年11月１日

平成30年度第２回介護保険運営協議会

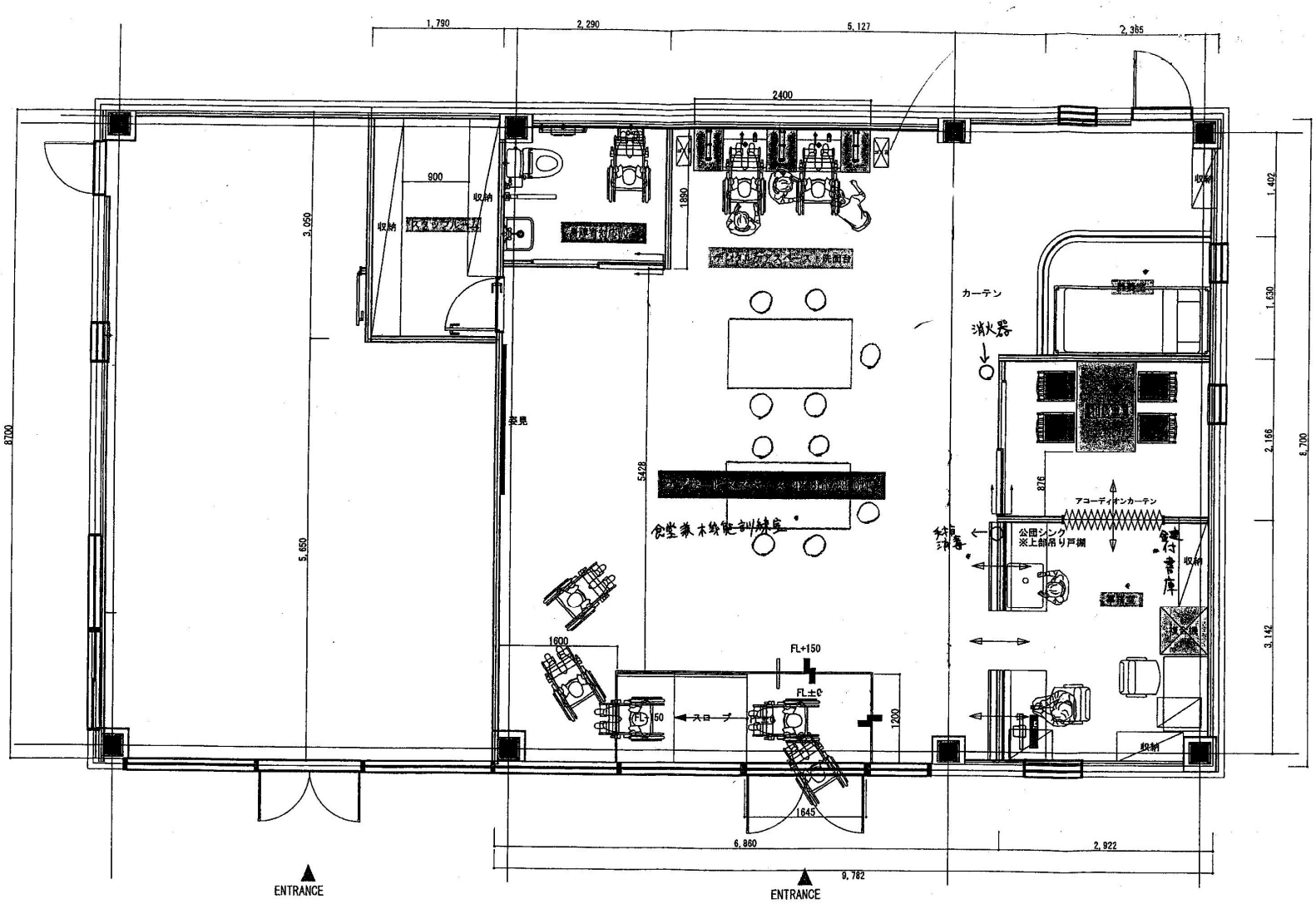

【現地写真】ハッピーマウス
（平成 30 年 7 月 20 日撮影）

外観

トイレ

洗面台

食堂兼機能訓練室①

食堂兼機能訓練室②

相談室

【現地写真】ハッピーマウス
（平成 30 年 7 月 20 日撮影）

相談室外観

静養室

非常口

消火器

台所

事務室

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

				要　　件	指定案件（デイサービスふくふく亭）
人員基準	管理者		勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ・当該事業所の生活相談員と兼務
			兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活相談員		勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１	提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護福祉士及び社会福祉主事配置）
			資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	
	介護従業者	看護職員又は介護職員（利用定員10人以下）		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上	①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 ②常時１以上の介護職員を配置
		看護職員又は介護職員（利用定員11人以上）		単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上 ②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上 単位ごとに常時１人以上	
		勤務形態		生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤	生活相談員常勤２人 介護職員常勤２人
	機能訓練指導員		必要数	１以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師１人 准看護師１人
			資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	42.4㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　デイサービスふくふく亭　　位置図

平成30年11月１日

平成30年度第２回介護保険運営協議会

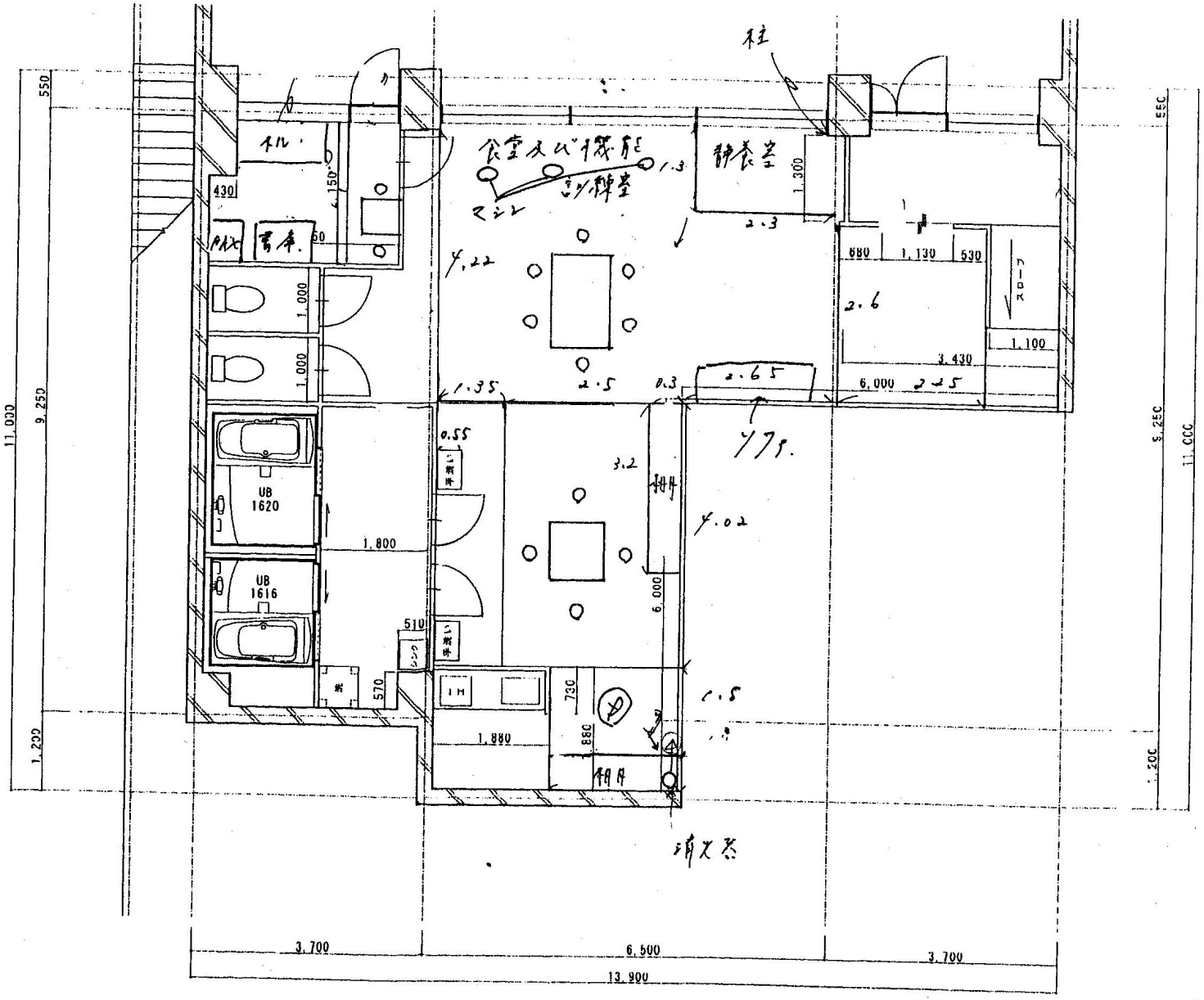

【現地写真】ふくふく亭
（平成 30 年 8 月 28 日撮影）

外観

玄関

トイレ

洗面台

食堂兼機能訓練室

浴室

【現地写真】ふくふく亭
（平成 30 年 8 月 28 日撮影）

相談室

相談室外観

静養室

火災報知器

消火器

台所